

困ったときは  
米原市消費生活相談窓口へ  
(米原庁舎1階)  
相談専用 ☎52-8088  
受付 平日 9時30分～16時

## パソコンやスマートフォンなどのワンクリック請求に注意!

パソコンやスマートフォンなど情報通信機器は情報機能だけでなくゲーム機や携帯型音楽プレイヤーなどさまざまな機能があふれていて、今や子どもたちの身近な存在となってきています。

このように、パソコンやスマートフォンなど多くの情報通信機器が急速に普及するとともに不当な請求をされたというトラブルも増えてきています。下記のとおりいくつかの例を紹介します。

### その1

高校生の息子がスマートフォンでアダルト動画サイトを閲覧し、動画再生をタップしたら有料会員登録完了となって3日以内に9万円を払うようにと表示された。

### その3

中学生の息子がパソコンで人気アニメを検索して、動画という表示をクリックした。年齢認証で18歳以上を入力したら登録完了となって料金を請求され怖くなって画面を消そうとしたが消えない。相手にID番号が知られているようなので、後から家まで来ないか不安だ。

### その2

中学生の娘がスマートフォンで操作しているとき「広告」をタップしたらアダルトサイトにつながり登録されてしまった。慌てて電話をかけたが「登録料を支払え」と言われ、名前や住所などを尋ねられたので答えてしまった。

### その4

短大生だがスマートフォンで無料アダルトサイトの年齢認証で18歳以上をクリックしたら登録となり料金を請求された。退会というところがあったのでクリックしたら空メールを送るよう指示された。3日後「料金が未納になっている、滞納したら弁護士を集金に行かせる」などのメールが送られてきた。

\*タップ・マウスの代わりにペンや指で画面を操作するもので、画面上の一点を指定したり表示されたボタンを押したりするために画面をつつく動作。

## 対処法は・・・

有料契約であることや、契約を「する」か「しない」か（契約の成否）とその確認画面や訂正画面の表示をしなければならぬことになっていきますので、今回のように年齢確認をクリックしただけでは契約は成立しません。もちろん支払う必要はありません。また、未成年者による契約の取り消しができる場合もあります。

突然請求画面が表示されても相手に個人情報には伝わっていないので、慌てて電話をしたり、メールを送信しないようにしましょう。

またフィルタリングをかけたり、セキュリティソフトの導入などをするとともに日頃から家庭内でもインターネットや情報通信機器の使い方についてよく話し合ったり、相談できる関係などもしっかりつくっておきましょう。

\*請求画面が消えないときはウイルスに感染していることも考えられますので、必要なデータはきちんとバックアップをとるなどしてから復旧させることが大切です。詳細はIPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/>)を参考にしてください。

スマートフォンの場合は、携帯通信会社や携帯電話ショップ等に問い合わせてください。



## 2014年版 県民手帳 予約受付中

- サイズ 139mm×82mm
- 編集発行 滋賀県統計協会 (☎077-528-3391)
- 頒布時期 手帳のお受け取り時期は11月中旬～下旬頃
- 申込方法 電話、または直接窓口にて下記まで。  
米原庁舎 ☎52-6623 近江庁舎 ☎52-6920  
山東庁舎 ☎55-8101 伊吹庁舎 ☎58-2221

申込締切  
9月30日(月)  
1冊500円(税込)



人口40,586人(+15) 男19,865人(+13) 女20,721人(+2) 世帯数13,883世帯(+12)

人のうごき

65歳以上の人口 10,547人 高齢化率 25.99% ※カッコ内は前月との比較【平成25年9月1日現在】

